

かわごえ環境推進員設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるごみの減量、並びに地域の快適な生活環境の保全に関し、市と市民が相互の協力のもと、その推進に取り組むため、かわごえ環境推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(業務)

第2条 推進員の業務は、次のとおりとする。

- (1) ごみの減量化及び資源化の推進及び啓発に関すること。
- (2) ごみの分別の指導及び啓発に関すること。
- (3) 資源の集団回収に関すること。
- (4) 地域の環境美化活動の推進及び啓発に関すること。

(委嘱)

第3条 推進員は、自治会ごとに会長が推薦する者を市長が委嘱するものとする。

(定数)

第4条 推進員の数、別表で定める基準を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(代表推進員)

第5条 自治会ごとに代表推進員を置き、当該自治会内の推進員の互選によりこれを定める。

- 2 代表推進員は、自治会内の推進員の統括と連絡調整を行うものとする。

(任期)

第6条 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第7条 市長は推進員に対し、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

第8条 推進員に関する庶務は、環境部資源循環推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 川越市廃棄物減量等推進員要綱（平成10年2月26日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

【別 表】

自治会の世帯数	推進員数
300世帯まで	2名
301世帯～ 600世帯	3名
601世帯～ 900世帯	4名
901世帯～1200世帯	5名
1201世帯～1500世帯	6名
1501世帯以上	7名

注) 世帯数は1月1日現在のものとする。